

受章おめでとうございます

秋の叙勲



瑞宝双光章（消防功労）
瀨尾 誠悟さん（鴨島町）

瀨尾さんは、昭和 49 年 1 月に鴨島町消防団に入団されて以来意欲的に消防団活動に取り組み、平成 30 年からは吉野川市消防団長として、その重責をまっとうされました。令和 3 年に退団するまで約 47 年の長きにわたり、地域防災の「要」として平常時・非常時問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担い、消防行政の発展に寄与されました。

△受章された瀨尾誠悟さん(右)



瑞宝単光章（消防功労）
新居 孝司さん（川島町）

新居さんは、昭和 58 年 4 月に川島町消防団に入団されて以来意欲的に消防団活動に取り組み、平成 24 年からは吉野川市消防団川島方面副団長として、その重責をまっとうされました。平成 30 年に退団するまで約 35 年の長きにわたり、地域防災の「要」として平常時・非常時問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担い、消防業務に精励されました。

△受章された新居孝司さん(左)

100歳の誕生日おめでとうございます



後藤田 婦美子さん
(川島町川島)
大正13年11月13日生まれ

11 月 13 日、後藤田 婦美子さん（川島町川島）が 100 歳の誕生日を迎えられました。後藤田さんは川島町で生まれ、定年まで勤めた後は、趣味である華道の師範免許を活かして人に教えていました。また、ファンシーショップを営み、地域の子供達とも交流を楽しみました。

後藤田さんの趣味や好きなものは、花や旅行だそうです。長生きの秘訣は、明るく、くよくよしないこと、笑うことだそうです。訪問当日は笑顔で祝い状を受け取られました。

12 月 5 日、中野 フミ子さん（山川町諏訪）が 100 歳の誕生日を迎えられました。中野さんは那賀町木頭で生まれ育ち、幼なじみと結婚し 4 人の子供にも恵まれました。40 代になって夫とともに柚子栽培とアメゴの養殖を始めましたが夫が早逝し、アメゴの養殖は止め、その後は 40 年余り柚子の収穫に取り組みました。

中野さんの好きなものはカステラとウナギの蒲焼きだそうです。また、「若いね!」とってもらえることも好きだそうです。

四則の計算ドリルをしたり、カードゲームなどをすることが日課となっているとのことでした。

長生きの秘訣は、ユーモアを忘れないこと、前向きに考えることだそうです。訪問当日は笑顔で祝い状を受け取られました。



中野 フミ子さん
(山川町諏訪)
大正13年12月5日生まれ

12 月 11 日、大坪 光子さん（山川町川田）が 100 歳の誕生日を迎えられました。大坪さんは山川町で 5 人姉妹の長女として生まれました。女学校を卒業後は小学校で臨時教員としてしばらく勤務し、結婚後は子育てと農業をしていました。50 代になってからは書道や姉妹との旅行を楽しみました。

大坪さんの趣味や好きなことは裁縫や編み物、書道であり、書道教室には約 20 年間通っていたとのことでした。また、野菜作りや草むしりをするのが日課となっているとのことでした。

長生きの秘訣は、好き嫌いをなく食事をしっかり食べること、散歩をすることだそうです。訪問当日は笑顔で祝い状を受け取られました。



大坪 光子さん
(山川町川田)
大正13年12月11日生まれ

吉野川市内の 100 歳以上の長寿者は 47 人（女性 44 人 男性 3 人）になりました。

令和 7 年度

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例のお知らせ

令和 5 年度税制改正によって、グリーン化特例（軽課）の適用期限が延長されています。

三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、**初度検査の翌年度分に限り軽自動車税（種別割）が軽減**されます。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに初度検査を受けた軽自動車については、下記の車両が適用対象となります。

軽乗用車	軽貨物車	軽減率
電気自動車など（＊１）	電気自動車など	約 75%軽減
令和 12 年度燃費基準 90%達成 （営業用に限る）（＊２）		約 50%軽減
令和 12 年度燃費基準 70%達成 （営業用に限る）（＊３）		約 25%軽減

（＊１）

電気自動車など：電気自動車および天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合車または平成 21 年排出ガス規制に適合し平成 21 年排出ガス基準値 NOx 10%以上低減車に限る。）

（＊２）（＊３）

平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。

●問い合わせ 税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

軽自動車およびバイクなどの所有者の方へ

軽自動車税（種別割）が毎年課税されている車両で、すでに解体または盗難などにより、事実上所有しておらず、何らかの理由で廃車手続きも完了していない車両がある場合は、早急に各窓口で申告を行ってください。

なお、申告にあたってはその内容により手続きが異なる場合がありますので、事前に問い合わせください。

※軽自動車税（種別割）は毎年 **4 月 1 日**現在の所有者に課税されます。

●問い合わせ

原付(125cc以下)・小型特殊…税務課 ☎22-2215 FAX22-2247
軽自動車……………徳島県軽自動車協会 ☎088-641-2010
FAX088-641-0051

軽二輪(250cc以下)……徳島運輸支局 ☎050-5540-2074
小型二輪(250cc超) FAX088-641-4820